

## 文化振興基本方針の事業評価の見直しについて

船橋市文化振興基本方針の巻末に掲載された参考事業について、各事業の取組が4つの基本目標の中でどのように位置づけられ、施策が展開されているかを把握するため、以下のとおり評価の実施方法について見直しを図る。

### 1. 評価対象事業の見直し

参考事業を下記の3形態に分類し、協議会委員から意見聴取をより効果的に行うとともに評価に係る事務負担の軽減を図る。

#### ①協議会2次評価対象事業

文化振興との関連性が密接な事業、基本方針の施策の展開に必要な不可欠な事業、事業規模・企画内容を改善していくべき事業、事業実施に当たり課題がある事業など

#### ②進捗管理のみ行う事業

定例・定型的な事業、基本方針の施策の展開につながりづらい事業など

#### ③対象外事業

文化振興との関連性が薄いと判断される事業、市が主体的に行わない事業など

### 2. 評価方法の見直し

評価対象事業に関し、基本目標の中での位置付けについて「見える化」を図る（船橋市文化振興基本方針の施策体系参照）。また、事業の基本情報に加え、課題の洗い出し及び解決に向けた取組み、重点プロジェクトに係る取組、他分野とのつながり、協議会2次評価の反映状況などの項目を設け、協議会からより効果的な助言・提案ができるよう評価シートの見直しを図る。

進捗管理のみ行う事業については、事務負担の軽減のため事業の基本情報を把握することを主眼に置き、事業の経年変化を捉えることで、文化振興の取組状況を把握していくものとする。

### 3. 評価の見直し時期

平成30年度事業に係る事業評価（評価の実施時期は平成31年度中）から、新たな評価方法を取り入れることとする。

なお、平成30年度事業については、既に各所管課から事業評価のもととなる事業概要書の提出を受けていることから、事務局にて2次評価対象事業と進捗管理対象事業に振り分け、評価シートを作成する。

### 4. 基本方針の最終評価

基本方針の基本目標に沿った施策の展開については、平成29年度から32年度までの参考事業に関する実施状況の経年変化、重点プロジェクトの取組状況を総合的に判断するとともに、平成33年度に基本方針の総合指標である「船橋市を『文化が盛んなまち』だと思ふ市民の割合」をアンケート実施により把握し、総合評価を行う。